

## 漁場計画（素案）

### 1 漁業権に関する事項

別表のとおり

・ 海面共同漁業権	1 ページ
・ 海面区画漁業権	16 ページ
・ 海面定置漁業権	39 ページ
・ 内水面共同漁業権	43 ページ
・ 内水面区画漁業権	52 ページ

### 2 保全沿岸漁場に関する事項

—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第1号	延岡市 北浦町地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点キの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第301号 イ 基点第301号から深島南端見通し線上2,000メートルの点 ウ 基点第302号から98度4,550メートルの点 エ 基点第302号 オ 基点第303号 カ 基点第304号 キ 基点第305号</p> <p>基点第301号、基点第302号、基点第303号、基点第304号及び基点第305号の位置は次のとおり</p> <p>基点第301号 大分県、宮崎県界宇戸崎陸岸 基点第302号 延岡市北浦町地先一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町地先イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町地先大礁 基点第305号 延岡市北浦町地先福崎陸岸</p>	第1種 共同漁業	あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 なまこ漁業 かめのて漁業 わかめ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 北浦町	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第2号	延岡市 島浦町 熊野江町 浦城町 須美江町 安井町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点ケの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点コ及び点サを直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾を除く。 ア 基点第305号 イ 基点第304号 ウ 基点第303号 エ 基点第302号 オ 基点第302号から 98度4, 550メートルの点 カ 基点第306号から135度1, 000メートルの点 キ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点 ク 基点第307号 ケ 基点第308号 コ 基点第309号 サ 基点第310号  基点第302号、基点第303号、基点第304号、基点第305号、基点第306号、基点第307号、基点第308号、基点第309号及び基点第310号の位置は次のとおり 基点第302号 延岡市北浦町地先一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町地先イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町地先大礁 基点第305号 延岡市北浦町地先福崎陸岸 基点第306号 延岡市島浦町地先一ノ礁 基点第307号 延岡市地先島毛 基点第308号 延岡市神戸町火打崎エボシバエ 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部	第1種 共同漁業	あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 ばかがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業 おごのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 熊野江町 浦城町 須美江町 安井町	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第3号	延岡市 浦城町地先 (浦尻湾)	次の点ア及び点イを直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾。 ア 基点第309号 イ 基点第310号  基点第309号及び基点第310号の位置は次のとおり 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部	第1種 共同漁業	あさり漁業 かき漁業 ほや漁業 あおりのり漁業	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 浦城町 須美江町 熊野江町 安井町	—
			第2種 共同漁業	磯建網漁業			—
共第4号	延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 ア 基点第308号 イ 基点第307号 ウ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点 エ 基点第311号から95度1,400メートルの点 オ 基点第312号から90度2,200メートルの点 カ 基点第312号  基点第307号、基点第308号、基点第311号及び基点第312号の位置は次のとおり 基点第307号 延岡市地先島毛 基点第308号 延岡市神戸町火打崎エボシバエ 基点第311号 延岡市延岡港東導流堤先端 基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱	第1種 共同漁業	あわび漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 なまこ漁業 あおさ漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第5号	延岡市 緑ヶ丘地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第312号 イ 基点第312号から 90度2,200メートルの点 ウ 基点第313号から100度1,500メートルの点 エ 基点第313号  基点第312号及び基点第313号の位置は次のとおり 基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標鉾	第1種 共同漁業	かき漁業 ばい漁業 いせえび漁業 たこ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘 土々呂町 櫛津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町	—
			第2種 共同漁業	磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第6号	延岡市 土々呂町 櫛津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点キ、ク、ケ、コ及び点サを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>ア 基点第313号 イ 基点第313号から100度 1,500メートルの点 ウ 基点第314号から 90度 1,000メートルの点 エ 基点第315号から 90度 1,000メートルの点 オ 基点第315号 カ 基点第316号 キ 基点第317号 ク 基点第317号から 71度38分 749メートルの点 ケ 基点第318号から 58度 750メートルの点 コ 基点第318号から 90度 470メートルの点 サ 基点第318号</p> <p>基点第313号、基点第314号、基点第315号、基点第316号、基点第317号及び基点第318号の位置は次のとおり</p> <p>基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標鋳 基点第314号 延岡市赤水町鞍掛鼻先端 基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第317号 延岡市新浜町に設置した標柱 基点第318号 延岡市松原町に設置した標柱</p>	第1種 共同漁業	あかがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 えさむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 おごりのり漁業	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 土々呂町 櫛津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共第 7号	東臼杵郡 門川町地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点クの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第316号 イ 基点第315号 ウ 基点第315号から90度1,000メートルの点 エ 基点第319号から90度1,000メートルの点 オ 基点第320号から96度3,300メートルの点 カ 基点第320号 キ 基点第321号 ク 基点第322号</p> <p>基点第315号、基点第316号、基点第319号、基点第320号、基点第321号及び基点第322号の位置は次のとおり</p> <p>基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第319号 東臼杵郡門川町地先枇榔島東端 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ 簪灯台 基点第321号 東臼杵郡門川町地先乙島平礁南端 基点第322号 東臼杵郡門川町五十鈴川河口五十鈴バエ南端</p>	第1種 共同漁業	あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 おごりのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふさのり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	東臼杵郡 門川町	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第8号	東臼杵郡 門川町 日向市 大字細島 大字日知屋地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第320号 イ 基点第320号から96度3,300メートルの点 ウ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線上、基点第324号から4,000メートルの点 エ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点  基点第320号、基点第323号及び基点第324号の位置は次のとおり 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ碇灯台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端 基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁	第1種 共同漁業	ばい漁業	1月1日 から 12月31日 まで	東臼杵郡 門川町 日向市 大字細島 大字日知屋	—
			第2種 共同漁業	磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第9号	日向市地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点ケを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。</p> <p>ア 基点第325号                      イ 基点第325号から90度の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点                      ウ 基点第323号から基点第324号見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点                      エ 基点第323号から基点第324号見通し延長線上、基点第324号から4,000メートルの点                      オ 基点第326号から135度1,000メートルの点                      カ 基点第327号から120度1,000メートルの点                      キ 基点第328号から117度 800メートルの点                      ク 基点第329号から117度2,500メートルの点                      ケ 基点第329号</p> <p>基点第320号、基点第323号、基点第324号、基点第325号、基点第326号、基点第327号、基点第328号及び基点第329号の位置は次のとおり                      基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ 簪灯台                      基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端                      基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁                      基点第325号 日向市高尾山三角点頂上                      基点第326号 日向市大字細島地先飛島東端                      基点第327号 日向市大字財光寺地先トドロ礁                      基点第328号 日向市美々津地先美々津港灯台                      基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央</p>	第1種 共同漁業	あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 (貝殻を含む) いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	日向市	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第10号	児湯郡都農町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第329号 イ 基点第329号から117度2,500メートルの点 ウ 基点第330号から117度2,500メートルの点 エ 基点第330号  基点第329号及び基点第330号の位置は次のとおり 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸	第1種共同漁業	あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	児湯郡都農町	—
			第2種共同漁業	磯建網漁業 雑かご漁業			—
共第11号	児湯郡川南町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第330号 イ 基点第330号から117度2,500メートルの点 ウ 基点第331号から117度2,500メートルの点 エ 基点第331号  基点第330号及び基点第331号の位置は次のとおり 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸	第1種共同漁業	あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	児湯郡川南町	—
			第2種共同漁業	磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第12号	児湯郡 高鍋町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第331号 イ 基点第331号から117度300メートルの点 ウ 基点第332号から117度700メートルの点 エ 基点第333号から高鍋港離岸堤北端の見通し延長線上（117度）、基点第333号から300メートルの点 オ 基点第333号  基点第331号、基点第332号及び基点第333号の位置は次のとおり 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸 基点第332号 児湯郡高鍋町小丸川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第333号 児湯郡高鍋町大字蚊口浦6259の1に設置した標柱	第1種 共同漁業	あわび漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 てんぐさ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	児湯郡 川南町 高鍋町	—
共第13号	宮崎市 大字折生迫 青島 大字内海地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 ア 基点第334号 イ 基点第334号から 90度3,300メートルの点 ウ 基点第335号から 90度2,200メートルの点 エ 基点第336号から100度2,500メートルの点 オ 基点第336号  基点第334号、基点第335号及び基点第336号の位置は次のとおり 基点第334号 宮崎市知福橋中央 基点第335号 宮崎市大字折生迫戸崎鼻灯台 基点第336号 宮崎市、日南市界陸岸	第1種 共同漁業	あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 なまこ漁業 かぎいばらのり漁業 きりんさい漁業	1月1日 から 12月31日 まで	宮崎市 大字折生迫 青島 大字内海	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第14号	日南市 大字宮浦 大字富士 大字伊比井地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第336号 イ 基点第336号から100度2,000メートルの点 ウ 基点第337号から 90度2,000メートルの点 エ 基点第338号から162度1,500メートルの点 オ 基点第338号  基点第336号、基点第337号及び基点第338号の位置は次のとおり 基点第336号 宮崎市、日南市界陸岸 基点第337号 日南市大字宮浦日崎鼻東端 基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚	第1種 共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業	1月1日 から 12月31日 まで	日南市 大字宮浦 大字富士 大字伊比井	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第15号	日南市 大字風田 大字平野 油津 大字下方 大堂津地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点カ、キ及び点クの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア 基点第338号 イ 基点第338号から162度1,500メートルの点 ウ 基点第339号から 90度1,000メートルの点 エ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点 オ 基点第340号 カ 基点第341号 キ 基点第342号 ク 基点第343号  基点第338号、基点第339号、基点第340号、基点第341号、基点第342号及び基点第343号の位置は次のとおり 基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚 基点第339号 日南市大字平野沖合地ノ松島北端 基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第341号 油津港東口導灯前灯から48度1,785メートルの点 基点第342号 基点第341号から212度30分1,004メートルの点 基点第343号 基点第342号から304度30分 934メートルの点	第1種 共同漁業	あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 わかめ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	日南市 油津 西町 春日町 園田 材木町 岩崎 木山 瀬西 瀬貝 大字平野 大字風田 大字平山 梅ヶ浜 乙姫町 天福 大字隈谷 大字下方 大字上方 大堂津	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共第 16号	日南市 南郷町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 ア 基点第340号 イ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点 ウ 基点第344号から基点第345号見通し線上、基点第344号から200メートルの点 エ 基点第345号 オ 基点第346号  基点第340号、基点第344号、基点第345号及び基点第346号の位置は次のとおり 基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第344号 串間市大字市木地先水島北端 基点第345号 串間市大字市木銅島北端 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚	第1種 共同漁業	あわび漁業 いがい漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 かき漁業	1月1日 から 12月31日 まで	日南市 南郷町	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	関係 地区	条件
共第 17号	串間市 大字都井 大字大納 大字市木地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び点サの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第346号 イ 基点第345号 ウ 基点第345号から基点第344号見通し線上、基点第345号から1,000メートルの点 エ 基点第347号から 90度 500メートルの点 オ 基点第348号から100度1,000メートルの点 カ 基点第349号から 90度1,200メートルの点 キ 基点第350号から135度1,200メートルの点 ク 基点第351号から180度 500メートルの点 ケ 基点第352号から基点第351号見通し線上、基点第352号から1,600メートルの点 コ 基点第353号から180度1,000メートルの点 サ 基点第353号</p> <p>基点第344号、基点第345号、基点第346号、基点第347号、基点第348号、基点第349号、基点第350号、基点第351号、基点第352号及び基点第353号の位置は次のとおり</p> <p>基点第344号 串間市大字市木地先水島北端 基点第345号 串間市大字市木銅島北端 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚 基点第347号 串間市大字市木地先鳥島北端 基点第348号 串間市大字市木、串間市大字大納界名谷小瀬 基点第349号 串間市大字大納字小崎立岩 基点第350号 串間市大字大納字岬大黒礁 基点第351号 串間市大字大納字岬黄金瀬 基点第352号 串間市大字都井字黒井、合六鼻先端 基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置した標鉄</p>	第1種 共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 あまのり漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業	1月1日 から 12月31日 まで	串間市 大字都井 大字大納 大字市木	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第18号	串間市 大字崎田 大字南方 大字西方 大字高松地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点カ、キ、ク、ケ、コ及び点サの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 ア 基点第353号 イ 基点第353号から180度 1,000メートルの点 ウ 基点第354号から180度 1,000メートルの点 エ 基点第355号から216度 2,000メートルの点 オ 基点第355号 カ 基点第356号 キ 基点第357号 ク 基点第358号 ケ 基点第358号から170度30分 93メートルの点 コ 点ケ から260度23分1,012メートルの点 サ 基点第359号  基点第353号、基点第354号、基点第355号、基点第356号、基点第357号、基点第358号及び基点第359号の位置は次のとおり 基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置した標鋳 基点第354号 串間市大字崎田字屋方荒崎鼻先端 基点第355号 宮崎県、鹿児島県界陸岸 基点第356号 高松三角点 から100度43分3,127メートルの点 基点第357号 基点第356号から169度30分 132メートルの点 基点第358号 基点第357号から262度39分 76メートルの点 基点第359号 点コ から351度32分1,496メートルの点	第1種 共同漁業	あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 てんぐさ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	串間市 大字崎田 大字南方 大字西方 大字高松	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第1号	1-1 A号	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第101号から154度13分642メートルの点 イ 基点第102号から236度55分242メートルの点 ウ 基点第102号から345度29分112メートルの点 エ 基点第101号から130度24分819メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くるまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市北浦町	別記1のとおり
	1-1 B号			第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
	1-2号			延岡市北浦町市振及び宮野浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第101号から186度26分604メートルの点 イ 基点第102号から233度38分943メートルの点 ウ 基点第102号から231度12分281メートルの点 エ 基点第101号から164度 595メートルの点  基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり 基点第101号 延岡市北浦町北浦港市振西防波堤標識灯から77度21分60メートルの点 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	第1種区画漁業			魚類小割式養殖業（くるまぐる小割式養殖業を除く）

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第2号	2-1号	延岡市北浦町宮野浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第102号から203度 236メートルの点 イ 基点第102号から159度21分689メートルの点 ウ 基点第102号から140度 1分520メートルの点 エ 基点第102号から193度26分118メートルの点  基点第102号の位置は次のとおり 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市北浦町	別記1のとおり
	2-2号	延岡市北浦町宮野浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第102号から212度52分 316メートルの点 イ 基点第102号から225度 8分1,034メートルの点 ウ 基点第102号から200度50分1,261メートルの点 エ 基点第102号から188度42分1,052メートルの点 オ 基点第102号から184度46分 473メートルの点  基点第102号の位置は次のとおり 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり
区第3号	3号	延岡市北浦町古江地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第101号から210度47分1,142メートルの点 イ 基点第102号から246度53分1,428メートルの点 ウ 基点第102号から240度11分1,528メートルの点 エ 基点第102号から233度13分1,208メートルの点 オ 基点第102号から242度44分1,072メートルの点 カ 基点第101号から195度 2分 940メートルの点  基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり 基点第101号 延岡市北浦町北浦港市振西防波堤標識灯から77度21分60メートルの点 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市北浦町	別記1のとおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第4号	4-1号	延岡市北浦町古江阿蘇地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第103号から24度380メートルの点 イ 基点第103号から87度27分145メートルの点 ウ 基点第103号から88度49分570メートルの点 エ 基点第103号から55度19分685メートルの点 オ 基点第103号から30度18分447メートルの点 カ 基点第103号から33度29分409メートルの点  基点第103号の位置は次のとおり 基点第103号 延岡市北浦町三つ子鼻付近一ツ礁頂上	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市北浦町	別記1のとおり
	4-2号	延岡市北浦町古江阿蘇地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第103号から220度100メートルの点 イ 基点第103号から220度700メートルの点 ウ 点イから343度30分370メートルの点 エ 点アから343度30分370メートルの点  基点第103号の位置は次のとおり 基点第103号 延岡市北浦町三つ子鼻付近一ツ礁頂上	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権		別記1のとおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件	
区第5号	5-1マ号	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第104号 イ 基点第104号から330度300メートルの点 ウ 基点第105号から 0度300メートルの点 エ 基点第105号  基点第104号及び基点第105号の位置は次のとおり 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市島浦町	別記3のとおり	
	5-1A号			第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）				別記1のとおり	
	5-2マ号	延岡市島浦町地先		次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第105号 イ 基点第105号から0度266メートルの点 ウ 基点第106号から0度401メートルの点 エ 基点第107号から0度599メートルの点 オ 基点第107号 カ 基点第106号  基点第105号、106号及び基点第107号の位置は次のとおり 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 基点第106号 延岡市島浦町焼尾の北端 基点第107号 延岡市島浦町野坂水道尻岩	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業			1月1日から12月31日まで	別記4のとおり
	5-2A号				第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）				別記1のとおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第5号 (続き)	5-3号	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端 イ 基点第109号 延岡市島浦町小島の北端 ウ 基点第110号 延岡市島浦町小島の南端 エ 基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端  基点第108号、基点第109号、基点第110号及び基点第111号の位置は次のとおり 基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端 基点第109号 延岡市島浦町小島の北端 基点第110号 延岡市島浦町小島の南端 基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市島浦町	別記1のとおり
	5-4マ号	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第112号から323度24分664メートルの点 イ 基点第112号から247度36分835メートルの点 ウ 基点第112号から230度36分690メートルの点 エ 基点第112号から338度24分398メートルの点	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記5のとおり
	5-4A号		基点第112号の位置は次のとおり 基点第112号 延岡市島浦町島野浦港墓ヶ谷外防波堤外端灯台	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）				別記1のとおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件		
区第6号	6-1 A号	延岡市 島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から 11度16分169メートルの点 イ 基点第113号から 12度53分262メートルの点 ウ 基点第113号から334度 1分351メートルの点 エ 基点第113号から317度 9分257メートルの点 オ 基点第113号から341度52分159メートルの点	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐる小 割式養殖業 を除く）	1月1日か ら 12月31日ま で	団体漁業権	延岡市 島浦町	別記1の とおり		
	6-1 B号			基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	第1種 区画漁業				貝類垂下式 養殖業	別記2の とおり	
	6-2 号	延岡市 島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から330度39分319メートルの点 イ 基点第113号から326度25分401メートルの点 ウ 基点第113号から319度59分461メートルの点 エ 基点第113号から305度58分389メートルの点 オ 基点第113号から317度 9分257メートルの点	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐる小 割式養殖業 を除く）	1月1日か ら 12月31日ま で			団体漁業権	延岡市 島浦町	別記1の とおり
	6-3 号										延岡市 島浦町 地先
	基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角										

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件
区第6号 (続き)	6-4号	延岡市島浦町地先	次のア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から300度54分225メートルの点 イ 基点第113号から295度14分365メートルの点 ウ 基点第113号から245度39分423メートルの点 エ 基点第113号から231度 5分304メートルの点  基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治港防波堤先端の西側角	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市島浦町	別記1のとおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件
区第7号	7-1号	延岡市熊野江町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第114号から278度30分147メートルの点 イ 基点第114号から222度30分215メートルの点 ウ 基点第114号から252度 525メートルの点 エ 基点第114号から303度30分608メートルの点 オ 基点第114号から318度30分452メートルの点  基点第114号の位置は次のとおり 基点第114号 延岡市熊野江町ヨコバエ先端	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	別記1のとおり
	7-2A号	延岡市須美江町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第115号から281度280メートルの点 イ 基点第116号から 4度300メートルの点 ウ 基点第116号から 29度200メートルの点 エ 基点第116号から 29度 50メートルの点 オ 基点第117号 カ 基点第117号から 29度130メートルの点 キ 基点第115号から245度220メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり
	7-2B号		基点第115号、基点第116号及び基点第117号の位置は次のとおり 基点第115号 延岡市須美江町須美江港南防波堤先端 基点第116号 延岡市須美江町アカズレ 基点第117号 延岡市須美江町ナガバエ鼻	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
7-3号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第118号から 8度49分206.2メートルの点 イ 基点第118号から17度 8分502.5メートルの点 ウ 基点第118号から44度39分538.5メートルの点 エ 基点第118号から67度51分282.8メートルの点  基点第118号の位置は次のとおり 基点第118号 延岡市浦城町七ツ島東端	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり	

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件
区第7号 (続き)	7-4号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第119号から 0度 185メートルの点 イ 基点第119号から 76度53分132メートルの点 ウ 基点第119号から 56度25分549メートルの点 エ 基点第119号から 35度34分560メートルの点  基点第119号の位置は次のとおり 基点第119号 延岡市浦城町ひら礁北端	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	団体漁業権	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	別記1の とおり
	7-5号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第120号から 66度52分 707.1メートルの点 イ 基点第120号から 69度48分1,104.5メートルの点 ウ 基点第120号から 99度27分1,208.3メートルの点 エ 基点第120号から110度33分 860.2メートルの点  基点第120号の位置は次のとおり 基点第120号 延岡市浦城町立礁東端	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで			別記1の とおり
	7-6号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第120号から 19度17分 266.2メートルの点 イ 基点第120号から 57度33分 733.7メートルの点 ウ 基点第120号から128度54分1,188.1メートルの点 エ 基点第120号から156度 7分 971.6メートルの点  基点第120号の位置は次のとおり 基点第120号 延岡市浦城町立礁東端	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで			別記1の とおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示 番号	管理 番号	漁場の 位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係 地区	条件
区第 7号 (続き)	7-7 号	延岡市 浦城町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた区域 ア 基点第121号から58度 525メートルの点 イ 基点第121号から63度30分520メートルの点 ウ 基点第121号から52度 125メートルの点 エ 基点第121号から32度30分145メートルの点  基点第121号の位置は次のとおり 基点第121号 延岡市浦城町南浦港浦城防波堤灯台	第1種 区画漁業	貝類・ほや 垂下式養殖 業	1月1日から 12月31日ま で	団体漁業権	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	別記2の とおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件				
区第8号	8-1 A号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第125号 イ 基点第125号から202度30分16メートルの点 ウ 基点第123号から200度 73メートルの点 エ 基点第123号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から 12月31日まで	団体漁業権	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	別記1のとおり				
	8-1 B号			基点第123号及び基点第125号の位置は次のとおり 基点第123号 延岡市浦城町田村屋敷西の鼻に設置した標柱 基点第125号 延岡市浦城町笠の鼻南端	第1種 区画漁業	貝類・ほや 垂下式養殖業			1月1日から 12月31日まで	別記2のとおり			
	8-2 A号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ及び点ウを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第126号 イ 基点第127号から0度100メートルの点 ウ 基点第127号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から 12月31日まで			団体漁業権	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	別記1のとおり		
	8-2 B号			基点第126号及び基点第127号の位置は次のとおり 基点第126号 延岡市浦城町浦尻第4号護岸起点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業					1月1日から 12月31日まで	別記2のとおり	
	8-3 A号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第128号 イ 基点第128号から 0度 70メートルの点 ウ 基点第128号から320度115メートルの点 エ 基点第129号から283度 65メートルの点 オ 基点第129号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から 12月31日まで					団体漁業権	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	別記1のとおり
	8-3 B号			基点第128号及び基点第129号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 基点第129号 延岡市浦城町オオヤの鼻南端	第1種 区画漁業	貝類・ほや 垂下式養殖業							1月1日から 12月31日まで

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件
区第8号 (続き)	8-4号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第131号 イ 基点第131号から102度 45メートルの点 ウ 基点第130号から102度135メートルの点 エ 基点第130号  基点第130号及び基点第131号の位置は次のとおり 基点第130号 延岡市浦城町甫場鼻東端 基点第131号 延岡市浦城町ミズゴラの鼻東端	第1種区画漁業	貝類・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市浦城町安井町須美江町熊野江町	別記2のとおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第9号	9号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第128号 イ 基点第128号から0度 50メートルの点 ウ 基点第127号から0度100メートルの点 エ 基点第127号  基点第128号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	—	別記2のとおり
区第10号	10-1 A号	延岡市土々呂町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第132号から304度 50メートルの点 イ 基点第132号から 15度480メートルの点 ウ 基点第132号から329度390メートルの点 エ 基点第132号から292度200メートルの点  基点第132号の位置は次のとおり 基点第132号 延岡市土々呂町土々呂港防波堤灯台	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 櫛津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 南一ヶ岡 鯛名町 赤水町	別記1のとおり
	10-1 B号			第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第11号	11-1 A号	延岡市鯛名町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第133号から7度130メートルの点 イ 基点第133号から46度266メートルの点 ウ 基点第135号から20度40メートルの点 エ 基点第134号から95度65メートルの点  基点第133号、基点第134号及び基点第135号の位置は次のとおり	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 櫛津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 南一ヶ岡 鯛名町 赤水町	別記1のとおり
	第1種区画漁業			貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	別記2のとおり			

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第12号	12-1 A号	延岡市鯛名町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第136号 イ 基点第136号から91度86メートルの点 ウ 基点第137号から91度62メートルの点 エ 基点第137号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 櫛津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 南一ヶ岡 鯛名町 赤水町	別記1のとおり
	12-1 B号		基点第136号及び基点第137号の位置は次のとおり 基点第136号 延岡市鯛名町698番地稻荷鼻東端に設置した標鉾 基点第137号 延岡市鯛名町698番地下鼻東端に設置した標鉾	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
	12-2 A号	延岡市赤水町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第138号から253度 25メートルの点 イ 基点第138号から 40度 27メートルの点 ウ 基点第138号から344度159メートルの点 エ 基点第138号から307度207メートルの点 オ 基点第139号から248度 33メートルの点 カ 基点第139号から270度 18メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり
	12-2 B号		基点第138号及び基点第139号の位置は次のとおり 基点第138号 延岡市赤水町526番に設置した標鉾 基点第139号 延岡市赤水町567番地赤水神社前に設置した標鉾	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第13号	13-1号	東臼杵郡門川町大字庵川地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第142号から142度100メートルの点 イ 基点第142号から 78度330メートルの点 ウ 基点第142号から111度580メートルの点 エ 基点第142号から142度450メートルの点  基点第142号の位置は次のとおり 基点第142号 東臼杵郡門川町門川漁港浅海防波堤西灯台	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	東臼杵郡門川町	別記2のとおり
	13-2 A号	東臼杵郡門川町大字庵川地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から70度30分1,125メートルの点 イ 点アから 10度30分571メートルの点 ウ 点アから 43度30分656メートルの点 エ 点アから 80度30分363メートルの点 オ 点アから105度 479メートルの点 カ 点アから139度 346メートルの点  基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり
	13-2 B号			第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
	13-3 A号	東臼杵郡門川町加草地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から29度30分 865メートルの点 イ 基点第143号から 7度12分 953メートルの点 ウ 基点第143号から 9度 1,100メートルの点 エ 基点第143号から25度 1,130メートルの点  基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり
	13-3 B号			第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第13号 (続き)	13-4 A号	東臼杵郡門川町加草地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から 43度30分450メートルの点 イ 基点第143号から357度 550メートルの点 ウ 基点第143号から 4度 5分776メートルの点 エ 基点第143号から 40度50分678メートルの点	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	団体漁業権	東臼杵郡 門川町	別記1の とおり
	13-4 B号			基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業			1月1日から 12月31日まで

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第14号	14-1号	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から90度 400メートルの点 イ 基点第143号から94度30分800メートルの点 ウ 点イから42度230メートルの点 エ 点アから42度230メートルの点  基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	東臼杵郡門川町	別記1のとおり
	14-2A号	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第144号から149度 220メートルの点 イ 基点第144号から 76度 350メートルの点 ウ 基点第144号から 97度10分510メートルの点 エ 基点第144号から131度42分500メートルの点  基点第144号の位置は次のとおり 基点第144号 東臼杵郡門川町門川港南防波堤灯台	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり
	14-2B号			第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第15号	15-1 A号	日向市大字日知屋字畑浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 基点第145号 イ 基点第145号から185度 40メートルの点 ウ 基点第146号から185度 118メートルの点 エ 基点第147号から201度37分 27メートルの点 オ 基点第148号から185度 60メートルの点 カ 基点第148号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	日向市 大字細島 大字日知屋	別記1のとおり
	15-1 B号		基点第145号、146号、147号及び148号の位置は次のとおり 基点第145号 日向市大字日知屋字畑浦ハゲシタに設置した標柱 基点第146号 日向市大字日知屋字畑浦小水浦に設置した標柱 基点第147号 日向市大字日知屋字畑浦ウノへに設置した標鉾 基点第148号 日向市大字日知屋字畑浦鼻モトに設置した標柱	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
区第16号	16号	宮崎市大字内海地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度45分23.900秒、東経131度28分33.600秒の点 イ 北緯31度45分24.000秒、東経131度28分34.900秒の点 ウ 北緯31度45分21.900秒、東経131度28分36.400秒の点 エ 北緯31度45分20.000秒、東経131度28分37.000秒の点 オ 北緯31度45分17.000秒、東経131度28分37.000秒の点 カ 北緯31度45分17.000秒、東経131度28分35.000秒の点 キ 北緯31度45分20.000秒、東経131度28分36.000秒の点	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宮崎市 大字内海	別記2のとおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第17号	17号	日南市南郷町中村乙地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分24.100秒、東経131度23分21.600秒の点 イ 北緯31度32分24.100秒、東経131度23分22.700秒の点 ウ 北緯31度32分22.100秒、東経131度23分21.900秒の点 エ 北緯31度32分22.700秒、東経131度23分20.900秒の点	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	日南市南郷町	別記2のとおり
区第18号	18-1号	日南市南郷町中村乙地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分36.700秒、東経131度23分15.900秒の点 イ 北緯31度32分37.000秒、東経131度23分15.000秒の点 ウ 北緯31度32分38.400秒、東経131度23分15.400秒の点 エ 北緯31度32分38.200秒、東経131度23分16.300秒の点	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	日南市南郷町	別記2のとおり
	18-2号	日南市南郷町中村乙地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分29.900秒、東経131度23分22.900秒の点 イ 北緯31度32分27.100秒、東経131度23分22.600秒の点 ウ 北緯31度32分23.100秒、東経131度23分20.000秒の点 エ 北緯31度32分23.700秒、東経131度23分19.200秒の点	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
	18-3号	日南市南郷町中村乙地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分23.700秒、東経131度23分32.100秒の点 イ 北緯31度32分23.200秒、東経131度23分32.800秒の点 ウ 北緯31度32分19.600秒、東経131度23分29.900秒の点 エ 北緯31度32分20.100秒、東経131度23分29.200秒の点	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件		
区第19号	19-1 A号	日南市 南郷町 潟上地 先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度30分43.900秒、東経131度22分41.500秒の点 イ 北緯31度30分41.300秒、東経131度22分42.500秒の点 ウ 北緯31度30分37.100秒、東経131度22分37.200秒の点 エ 北緯31度30分39.600秒、東経131度22分35.400秒の点	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	団体漁業権	日南市 南郷町潟上 南郷町鬻波	別記2の とおり		
	藻類養殖業				1月1日から 12月31日まで	別記2の とおり					
	19-1 B号										
	19-2 A号	日南市 南郷町 潟上地 先		次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度30分32.400秒、東経131度22分41.060秒の点 イ 北緯31度30分23.420秒、東経131度22分53.970秒の点 ウ 北緯31度30分16.370秒、東経131度22分52.810秒の点 エ 北緯31度30分18.100秒、東経131度22分45.700秒の点 オ 北緯31度30分25.430秒、東経131度22分32.530秒の点	第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業			1月1日から 12月31日まで		
19-2 B号								別記2の とおり			

別表 海区漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件
区第20号	20-1 A号	串間市 大字南 方ビン ダレ島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第149号から147度22分1, 146メートルの点 イ 基点第149号から176度17分1, 532メートルの点 ウ 基点第149号から190度29分1, 245メートルの点 エ 基点第149号から199度 3分1, 356メートルの点 オ 基点第149号から215度 9分1, 229メートルの点 カ 基点第149号から203度13分 345メートルの点 基点第149号の位置は次のとおり 基点第149号 串間市大字南方金谷に設置した標柱	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日ま で	団体漁業権	串間市 大字西方 大字南方 大字本城 大字崎田 大字高松 大字北方 西浜 東町	別記1の とおり
	20-1 B号			第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日ま で			別記2の とおり
	20-2 号	串間市 大字南 方ビン ダレ島 沖合	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第150号から272度 7分2, 540メートルの点 イ 基点第150号から255度 7分3, 494メートルの点 ウ 基点第150号から234度29分2, 937メートルの点 エ 基点第150号から242度38分1, 999メートルの点 オ 基点第150号から250度30分2, 115メートルの点 カ 基点第150号から255度 7分1, 912メートルの点 基点第150号の位置は次のとおり 基点第150号 串間市大字崎田防波堤に設置した標鉾	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日ま で			別記2の とおり
20-3 号	串間市 大字南 方ビン ダレ島 沖合	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度25分46. 300秒、東経131度11分57. 200秒の点 イ 北緯31度25分21. 400秒、東経131度12分33. 200秒の点 ウ 北緯31度24分44. 400秒、東経131度11分56. 700秒の点 エ 北緯31度25分07. 800秒、東経131度11分22. 000秒の点	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日ま で	別記2の とおり			

別記1（管理番号1－1 A号外に係る条件）

- 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。

別記2（管理番号1－1 B号外に係る条件）

- 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
- 1 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。

別記3（管理番号5－1 マ号に係る条件）

- 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
- 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。  
ただし、生け簀の総面積が900平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
形状：方形 規格：15メートル×15メートル 台数：4台
- 3 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。

別記4（管理番号5－2 マ号に係る条件）

- 1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。
- 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。  
ただし、生け簀の総面積が4,500平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
形状：方形 規格：30メートル×30メートル、15メートル×15メートル 台数：30メートル角4台、15メートル角4台
- 3 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。

別記5（管理番号5－4 マ号に係る条件）

- 1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。
- 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。  
ただし、生け簀の総面積が4,800平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
形状：方形 規格：30メートル×40メートル 台数：4台

## 別表 海区漁場計画（素案：定置漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	条件
定第1号	延岡市北浦町古江字瀬平地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第1号から 34度59分 229メートルの点 イ 基点第1号から 91度48分1, 117メートルの点 ウ 基点第1号から139度 2分 963メートルの点 エ 基点第1号から 56度10分 158メートルの点  基点第1号の位置は次のとおり 基点第1号 延岡市北浦町古江字瀬平芋の子礁に設置した標鉾	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	—
定第2号	延岡市島浦町鼻熊地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第3号 イ 基点第3号から 35度 320メートルの点 ウ 基点第3号から100度1, 000メートルの点 エ 基点第3号から160度1, 000メートルの点 オ 基点第3号から170度 630メートルの点  基点第3号の位置は次のとおり 基点第3号 延岡市島浦町鼻熊裸石に設置した標柱	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	—
定第3号	延岡市島浦町観音崎地先	次の点ア、イ、ウ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第4号 イ 基点第4号から180度700メートルの点 ウ 基点第4号から230度700メートルの点  基点第4号の位置は次のとおり 基点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標鉾	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	—

## 別表 海区漁場計画（素案：定置漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	条件
定第4号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第5号から56度30分 605メートルの点 イ 基点第5号から70度 1,095メートルの点 ウ 基点第5号から87度 1,085メートルの点 エ 基点第5号から75度 510メートルの点  基点第5号の位置は次のとおり 基点第5号 延岡市浦城町ひら礁北端	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	—
定第5号	延岡市安井町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第6号 イ 基点第6号から315度 300メートルの点 ウ 基点第6号から 18度30分671メートルの点 エ 基点第6号から105度の見通し線と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 オ 基点第6号から140度の見通し線と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点  基点第6号の位置は次のとおり 基点第6号 延岡市安井町難礁に設置した標鋌	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	—
定第6号	延岡市赤水町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第7号 イ 基点第7号から317度300メートルの点 ウ 基点第7号から 20度800メートルの点 エ 基点第7号から 70度800メートルの点 オ 延岡市赤水町名水荒神礁南端  基点第7号の位置は次のとおり 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	—

## 別表 海区漁場計画（素案：定置漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	条件
定第7号	日向市大字細島飛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第8号から330度 50メートルの点 イ 基点第8号から 10度600メートルの点 ウ 基点第8号から 60度600メートルの点 エ 基点第8号から 75度150メートルの点  基点第8号の位置は次のとおり 基点第8号 日向市大字細島ナガ礁ウノハエ	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	—
定第8号	宮崎市大字内海地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 旧基点第8号から 70度 490メートルの点 イ 旧基点第8号から 84度1,665メートルの点 ウ 旧基点第8号から112度1,795メートルの点 エ 旧基点第8号から104度 475メートルの点  旧基点第8号の位置は、次のとおり 旧基点第8号 宮崎市大字内海 674番地防波堤南第2昇降口に設置した標鋳	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	—
定第9号	日南市南郷町大字中村乙字大島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第9号 イ 基点第9号から 11度150メートルの点 ウ 点イから 60度650メートルの点 エ 点オから 120度650メートルの点 オ 基点第9号から170度150メートルの点  基点第9号の位置は次のとおり 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	10月1日から翌年 7月31日まで	—

## 別表 海区漁場計画（素案：定置漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	条件
定第10号	串間市大字市木築島地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第10号から 0度 30メートルの点 イ 基点第10号から 60度800メートルの点 ウ 基点第10号から130度800メートルの点 エ 基点第10号から180度 30メートルの点  基点第10号の位置は次のとおり 基点第10号 串間市大字市木築島オリ口の沖の瀬（通称ジュウシン）	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	10月1日から翌年7月31日まで	—
定第11号	串間市大字大納野々杵地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第11号 イ 基点第11号から30度 200メートルの点 ウ 点イから 40度1,000メートルの点 エ 基点第11号から90度1,000メートルの点  基点第11号の位置は次のとおり 基点第11号 串間市大字大納字野々杵八幡ブリ岩	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	10月1日から翌年7月31日まで	—

別表 内水面漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第 1 号	北川本流	北川本流。ただし、延岡市差木野町北川の鹿小路橋の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	延岡市 (北浦町、 北川町、 北方町 を除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	北川本流 及び支流	北川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線より上流の北川本流及び支流の区域とする。 ア 基点内第1号 イ 基点内第1号から 249度58分に見る線が対岸と接した点（延長は総合地方卸売市場入口前の、大武川に架かる黎明橋北端）  基点内第1号の位置は次のとおり 基点内第1号 延岡市東海町151番地の辯天島南西端	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで		延岡市 (北方町 を除く。)	1 敷設できるあゆやなは、1統とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第 2 号	祝子川本流 及び支流	祝子川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線より上流の祝子川本流及び支流の区域とする。 ア 基点内第2号 イ 基点内第2号から40度10分に見る線が対岸と接した点（祝子川左岸水門）  基点内第2号の位置は次のとおり 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	延岡市 (北浦町、 北方町 を除く。)	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表 内水面漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第 3 号	五ヶ瀬川 本流	五ヶ瀬川本流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から上流の区域で、かつ、点ウと点エ及び点オをそれぞれ結んだ線から下流の区域とする。 ア 基点内第3号 イ 基点内第3号から 188度39分に見る線が対岸と接した点（五ヶ瀬川右岸） ウ 基点内第2号 エ 基点内第2号から40度10分に見る線が対岸と接した点（祝子川左岸水門） オ 基点内第2号から151度16分に見る線が対岸と接した点（延長は清掃工場大煙突）  基点内第2号及び基点内第3号の位置は次のとおり 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部 基点内第3号 延岡市大武町730-2番地の標銀	第1種 共同漁業	あおのり漁業  しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	延岡市 （北浦町、 北川町、 北方町 を除く。）	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
			第5種 共同漁業	あゆ漁業  うなぎ漁業  おいかわ漁業  もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 7月1日から 11月30日まで			1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第 4 号	五ヶ瀬川 本流、支 流及び派 流	五ヶ瀬川本流及び派流。ただし、延岡市五ヶ瀬川及び大瀬川下流の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種 共同漁業	あおのり漁業  しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	延岡市 （北浦町、 北川町 を除く。） 西臼杵郡 日之影町 高千穂町 五ヶ瀬町	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
		五ヶ瀬川支流。ただし、西臼杵郡高千穂町秋元川の不動ノ瀬橋の橋脚上流端の線より上流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。		あおのり漁業 （かわのり）	6月1日から 11月30日まで			
		五ヶ瀬川本流、支流及び派流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域、さぎ島特殊堤方財水門の操作室西端と大瀬川右岸特殊堤妙田樋門の操作室西端を結んだ線から下流の区域及び西階川を除く。 ア 基点内第2号 イ 基点内第2号から151度16分に見る線が対岸と接した点（延長は清掃工場大煙突）  基点内第2号の位置は次のとおり 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部	第5種 共同漁業	あゆ漁業  うなぎ漁業  おいかわ漁業  やまめ漁業  もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで			

別表 内水面漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内共第5号	五十鈴川本流及び支流	五十鈴川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線より下流の区域を除く。 ア 基点内第4号 イ 基点内第4号から142度59分を見通す線が対岸と接した点（竹島頂上見通し）  基点内第4号の位置は次のとおり 基点内第4号 東臼杵郡門川町尾末1416番地6地先尾末神社裏船留り中州防波堤先端	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から9月30日まで 7月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	東臼杵郡門川町美郷町北郷区	1 平成元年4月1日付け農林省告示第553号により公示された水域（門川漁港水域）において、船舶の航行泊地の妨げとなる行為をしてはならない。 2 あゆやなは、禁止する。 3 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内共第6号	塩見川本流及び支流	塩見川本流及び支流。ただし、日向市塩見川下流の小倉ヶ浜大橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第1種共同漁業	はまぐり漁業 しじみ漁業 あさり漁業	10月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	日向市（東郷町を除く。）	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
			第5種共同漁業	こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 7月1日から11月30日まで			1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表 内水面漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第7号	耳川本流	耳川本流。ただし、日向市飯谷耳川の耳川大橋の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種 共同漁業	あおのり漁業 しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	日向市 (東郷町 を除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	耳川本流 及び支流	耳川本流及び支流。ただし、日向市美々津大橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 おいかわ漁業 わかさぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで		日向市 東臼杵郡 諸塚村 椎葉村 美郷町西郷区	1 敷設できるあゆやなは、 2 統以内とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第8号	石並川本 流及び支 流	石並川本流及び支流。ただし、日向市美々津石並川下流の次の点アと点イを結んだ線より下流の区域を除く。 ア 基点内第5号 イ 基点内第5号より221度53分に見る線が対岸と接した点（美々津中学校東端見通し）  基点内第5号の位置は次のとおり 基点内第5号 日向市美々津町2764-イ号海岸擁壁天端に設置した標柱	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	日向市	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表 内水面漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第9号	名貫川本流及び支流	名貫川本流及び支流。ただし、児湯郡都農町名貫川の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	児湯郡 都農町 川南町	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第10号	平田川本流及び支流	平田川本流及び支流。ただし、児湯郡川南町平田川下流の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	児湯郡 川南町	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第11号	小丸川本流	小丸川本流。ただし、児湯郡高鍋町小丸川の高鍋大橋の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	児湯郡 高鍋町	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	小丸川本流及び支流	小丸川本流及び支流。ただし、児湯郡高鍋町小丸川下流の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで		児湯郡 高鍋町 木城町 川南町 西都市 日向市 東郷町 東臼杵郡 美郷町南郷区 椎葉村	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表 内水面漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第12号	一ツ瀬川本流	一ツ瀬川本流。ただし、児湯郡新富町一ツ瀬川の一ツ瀬橋の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	宮崎市 佐土原町 児湯郡 新富町	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	一ツ瀬川本流及び支流	一ツ瀬川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線より下流の区域を除く。 ア 基点内第6号 イ 児湯郡新富町大字下富田字今島4560番18の漁港原点（一ツ瀬川左岸の護岸上）  基点内第6号の位置は次のとおり 基点内第6号 児湯郡新富町大字下富田字ニツ立4730番2地先の九電ダム放水掲示板中央（一ツ瀬川右岸の堤防上）	第5種共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から9月30日まで 7月1日から11月30日まで		宮崎市 佐土原町 児湯郡 新富町 西米良村 西都市 東臼杵郡 椎葉村	1 敷設できるあゆやなは、4統以内とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第13号	石崎川本流及び支流	石崎川本流及び支流。	第5種共同漁業	こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 7月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	宮崎市 佐土原町 西都市	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表 内水面漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第14号	大淀川本流	大淀川本流。ただし、宮崎市大淀川の相生橋の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種 共同漁業	しじみ漁業 ごかい漁業 しやこ漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高岡町、 清武町 を除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	大淀川本流及び支流	大淀川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域を除く。 ア 基点内第7号 イ 基点内第7号から190度に見る線が対岸と接した点  基点内第7号の位置は次のとおり 基点内第7号 宮崎市高洲町1番3（大淀川左岸）に設置した標鈔	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 うぐい漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 5月1日から 2月末日まで 7月1日から 11月30日まで		宮崎市 (佐土原町、 清武町 を除く。) 都城市 小林市 東諸県郡 綾 町 国富町 西諸県郡 高原町 北諸県郡 三股町	1 敷設できるあゆやなは、6統以内とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第15号	清武川本流及び支流	清武川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域を除く。 ア 基点内第8号 イ 基点内第8号より178度に見る線が対岸と接した点  基点内第8号の位置は次のとおり 基点内第8号 宮崎市田吉無番地郡司分区管理塩害防備保安林の中に設置した標柱	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	宮崎市 (佐土原町、 高岡町 を除く。)	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表 内水面漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第16号	加江田川 本流及び 支流	加江田川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域及び知福川を除く。 ア 基点内第9号 イ 基点内第9号から155度27分に見る線が対岸と接した点  基点内第9号の位置は次のとおり 基点内第9号 宮崎市大字熊野1413番地に設置した標柱	第1種 共同漁業	はまぐり漁業  あさり漁業	10月1日から 6月30日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高岡町、 清武町 を除く。) 日南市 北郷町	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
			第5種 共同漁業	あゆ漁業  うなぎ漁業  もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 7月1日から 11月30日まで			
内 共 第17号	川内川本 流及び支 流	川内川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域を除く。 ア 基点内第10号 イ 基点内第11号  基点内第10号及び基点内第11号の位置は次のとおり 基点内第10号 えびの市大字亀沢字東重松地先に設置されている国土交通省の距離標杭 基点内第11号 えびの市大字岡松字妙見地先の岩	第5種 共同漁業	あゆ漁業  こい漁業  うなぎ漁業  ふな漁業  やまめ漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	えびの市	1 敷設できるあゆやなは、 1 統とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第18号	広渡川本 流及び支 流	広渡川本流及び支流。ただし、日南市広渡川下流の広渡大橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ漁業  こい漁業  うなぎ漁業  やまめ漁業  もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	日南市 (南郷町 を除く。)	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表 内水面漁場計画（素案：共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第19号	福島川本流及び支流	福島川本流及び支流。ただし、串間市金谷福島川下流金谷橋の橋脚の上流端の線より下流の区域、善田川下流の今町橋の橋脚の上流端の線より下流の区域及び天神川下流の新浜の護岸西端より350度30分の護岸東端とを結ぶ線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	串間市	1 敷設できるあゆやなは、 1 統とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の 行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではなら ない。
内 共 第20号	本城川本流及び支流	本城川本流及び支流。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	串間市	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の 行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではなら ない。
内 共 第21号	御池	御池。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 おいかわ漁業 わかさぎ漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	都城市 (山田町、 高城町、 高崎町、 山之口町 を除く。) 西諸県郡 高原町	—
内 共 第22号	八重川	八重川及び津屋原沼。ただし、八重川の区域については、八重川が大淀川に合流する線から八重川上流の下八重川橋の橋梁の下流端までとする。	第1種 共同漁業	しじみ漁業 ごかい漁業 しやこ漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高岡町、 清武町 を除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の 行う事業の施工については、 これをみだりに拒んではなら ない。

別表 内水面漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
内 区 第 1 号	児湯郡西米良村大字越野尾字下相見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から173度11分113メートルの点 イ 基点内第101号から234度48分 61メートルの点 ウ 基点内第101号から230度58分461メートルの点 エ 基点内第101号から218度43分471メートルの点  基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見九州電力株式会社深浅測定標No. 8	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—
内 区 第 2 号	西都市大字中尾字戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第102号から 24度130メートルの点 イ 基点内第102号から 90度 50メートルの点 ウ 基点内第103号から210度100メートルの点 エ 基点内第103号から302度 60メートルの点  基点内第102号及び基点内第103号の位置は次のとおり 基点内第102号 西都市大字中尾字戸崎150のイ九州電力株式会社境界柱354 基点内第103号 西都市大字中尾字戸崎151の1九州電力株式会社電柱969フ331	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—
内 区 第 3 号	西都市大字中尾字小崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第104号から55度13分173メートルの点 イ 基点内第104号から75度57分148メートルの点 ウ 基点内第104号から82度32分329メートルの点 エ 基点内第104号から72度 2分341メートルの点  基点内第104号の位置は次のとおり 基点内第104号 西都市大字中尾字小崎九州電力株式会社深浅測定標No. 3	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—

別表 内水面漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件
内 区 第 4 号	西都市大字 中尾字戸崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第105号から179度22分137メートルの点 イ 基点内第106号から 94度18分 93メートルの点 ウ 基点内第106号から153度56分266メートルの点 エ 基点内第105号から193度27分336メートルの点  基点内第105号及び基点内第106号の位置は次のとおり 基点内第105号 西都市大字中尾字戸崎 九州電力株式会社電柱969フ851 基点内第106号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深淺測定標No. 1	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—
内 区 第 5 号	西都市大字 中尾字戸崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第107号から28度36分267メートルの点 イ 基点内第107号から14度 5分245メートルの点 ウ 基点内第107号から71度24分124メートルの点 エ 基点内第107号から78度41分187メートルの点  基点内第107号の位置は次のとおり 基点内第107号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深淺測定標No. 0	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—
内 区 第 6 号	児湯郡西米 良村大字越 野尾字下相 見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から343度37分244メートルの点 イ 基点内第101号から344度 7分 49メートルの点 ウ 基点内第101号から 43度46分 64メートルの点 エ 基点内第101号から357度56分234メートルの点  基点内第 101号の位置は次のとおり 基点内第 101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深淺測定標No. 8	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—

別表 内水面漁場計画（素案：区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件
内 区 第 7 号	西都市大字 中尾字戸崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第101号から 87度44分202メートルの点 イ 基点内第101号から157度 7分252メートルの点 ウ 基点内第101号から139度38分301メートルの点 エ 基点内第101号から 92度 3分259メートルの点  基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深淺測定標No. 8	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—
内 区 第 8 号	児湯郡西米 良村大字越 野尾字下相 見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第P 6号から 33度25分171メートルの点 イ 基点内第P 6号から 49度 7分126メートルの点 ウ 基点内第P 5号から183度17分124メートルの点 エ 基点内第P 5号から187度35分 64メートルの点  基点内第P 5号及び基点内第P 6号の位置は次のとおり 基点内第P 5号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見75-12の 標銀 基点内第P 6号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見74-12の 標杭	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—